平成２５年（フ）第３８号
富山市粟島町１丁目４番８号
破産者　井口　道廣
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９３号
滋賀県東近江市東沖野５丁目36番８号、事業所所在地滋賀県蒲生郡日野町松尾２丁目88番地１
破産者　味どころひょうたんこと　本道　政利
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６３２５号
大阪府松原市阿保３丁目11番６号
破産者　井上　孝雄
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７５９号
大阪市淀川区西宮原１丁目８番41―806号
破産者　宇都田勝子
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６０号
大阪市中央区玉造２丁目１番８号　ドマーニ森ノ宮402号室
破産者　山中　秀雄
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１２号
大阪市生野区生野東４丁目１番１―305号
破産者　前平　博万
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２４号
大阪市旭区新森１丁目６番22号　２Ｆ
破産者　川上眞佐彦
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５４２号
大阪府柏原市大県４丁目16番26―201号　フローラルコート
破産者　山口　祥典
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５７９号
大阪府豊中市寺内２丁目13番５―603号
破産者　杉本　英子
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４０号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目７番15号
破産者　中川　丈平
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４１号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目７番15号
破産者　中川　裕子
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４９号
大阪府豊中市春日町３丁目10番16―204号
破産者　福原　邦彦
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６５４号
大阪府茨木市橋の内１丁目４番13号、前住所大阪府茨木市橋の内２丁目７番４―302号
破産者　アップル工芸こと　菊池　幸一
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６８１号
大阪府八尾市久宝寺２丁目４番59号　サンコート八尾503号
破産者　松村　淑子
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６８７号
大阪府豊中市宮山町１丁目１番43―301号
破産者　上林　賢治
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７２１号
大阪府三島郡島本町百山15番１―211号
破産者　藤本　　彰
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５５号
大阪府交野市倉治７丁目11番３号、前住所大阪府交野市倉治５丁目13番13号
破産者　北園　建志
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３００号
堺市南区原山台１丁２番１―203号
破産者　柏木　博幸
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
岡山県津山市北園町24番地６　ラジュール北園103号、開始決定時の住所岡山県苫田郡鏡野町原17番地の５
破産者　田村　元男
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部